

改正

昭和57年3月26日規則第8号
昭和58年3月31日規則第12号
昭和60年8月27日規則第32号
昭和63年9月26日規則第52号
平成2年3月20日規則第15号
平成2年6月30日規則第41号
平成3年6月17日規則第21号
平成4年7月9日規則第22号
平成5年6月18日規則第16号
平成6年9月19日規則第23号の2
平成6年12月6日規則第35号
平成7年7月14日規則第32号
平成14年3月19日規程第6号
平成15年8月11日規程第9号
平成17年6月9日規程第20号
平成19年3月30日規程第9号
平成23年8月10日規程第15号
平成24年5月17日規程第13号
平成25年10月1日規程第17号
平成26年5月13日規程第11号
平成27年5月1日規程第12号
平成28年4月28日規程第23号
平成30年5月8日規程第10号
令和元年5月16日規程第20号
令和2年5月27日規程第16号
令和5年5月22日規定第13号

佐世保市予防接種事故災害補償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度のⅢ型に加入するに伴い、本市が法定外予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種にかかる事故の災害補償について定める。

(補償の対象)

第2条 本市は、第3条に定める予防接種を行うことにより、第4条に定める補償対象者に第5条

第1号に定める補償基準に該当する死亡又は身体障害が発生した場合において、当該補償対象者に対し、この規程に従い第5条第2号に定める補償を行う。

(対象とする予防接種)

第3条 前条に定める補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、本市が自らの行政措置として自ら行うすべての予防接種とする。ただし、昭和52年4月1日以後に実施したものに限る。

2 本市が委託契約書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める本市が自ら行う予防接種とみなす。

3 本市が他の市町村から委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項に定める本市が自ら行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第4条 この規程により本市が補償を行う者は、前条第1項及び第2項に定める予防接種を受けたすべての者とする。

2 本市は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準及び補償金額)

第5条 本市は、次の基準と金額に基づき補償を行う。

(1) 補償基準

補償対象者が予防接種事故(身体障害)が発見された日から180日以内に死亡若しくは予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)別表第2に定める障害を被つた場合に限る。ただし、予防接種事故(身体障害)が発見された日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

ア 死亡の場合(以下「死亡補償金」という。) 4,530万円

イ 障害の場合(以下「障害補償金」という。)

(1) 予防接種法施行令別表第2の障害等級1級の場合 4,530万円

(2) 同法同表の障害等級2級の場合 3,016万4,000円

(3) 同法同表の障害等級3級の場合 2,302万7,000円

ただし、本市は、「死亡補償金」及び「障害補償金」を重複しては給付しない。

(損害賠償の免責)

第6条 本市は、この規程による補償を行った場合においては、同一の事由については、その補償金額の限度において民法(明治29年法律第89号)又は国家賠償法(昭和22年法律第125号)による損害賠償の責めを免れる。

(準用規定)

第7条 この規程に定めていない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書」の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月26日規則第 8 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年 3 月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和58年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（適用）
- 2 この規程による改正後の佐世保市予防接種事故災害補償規程第 5 条第 2 号の規定は、施行日以後発生した予防接種に係る事故の災害補償から適用し、同日前に発生した予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年 8 月27日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和60年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の佐世保市予防接種事故災害補償規程第 5 条第 2 号の規定は、施行日以後発生した予防接種に係る事故の災害補償から適用し、同日前に発生した予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年 9 月26日規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（適用）
- 2 改正後の第 5 条第 2 号の規定は、昭和63年 4 月 1 日以後発生した予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発生した予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 3 月20日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（適用）
- 2 改正後の第 5 条第 2 号の規定は、平成元年 4 月 1 日以後発生した予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発生した予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 6 月30日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（適用）
- 2 改正後の第 5 条第 2 号の規定は、平成 2 年 4 月 1 日以後に発生した予防接種に係る事故の災害

補償について適用し、同日前に発生した予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成3年6月17日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2号の規定は、平成3年4月1日以降に発見した予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発見した予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成4年7月9日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2号の規定は、平成4年4月1日以降に発見した予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発見した予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成5年6月18日規則第16号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、平成5年4月1日以降に発見した予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（平成6年9月19日規則第23の2号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、平成6年4月1日以降に発生した予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（平成6年12月6日規則第35号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、平成6年10月1日以降に発生した予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（平成7年7月14日規則第32号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、平成7年4月1日以降に発生した予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（平成14年3月19日規程第6号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、平成13年4月1日以降に発生した予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（平成15年8月11日規程第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2号の規定は、公布の日以後に発見した予防接種に係る事故の災害補償につ

いて適用し、同日前に発見した予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月9日規程第20号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2号の規定は、公布の日以後に発見した予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発見された予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規程第9号）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2号の規定は、平成19年4月1日以後に発見した予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発見された予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成23年8月10日規程第15号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2号の規定は、公布の日以後に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発見された予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成24年5月17日規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2号の規定は、公布の日以後に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発見された予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月1日規程第17号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2号の規定は、この規程の施行の日以後に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発見された予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 5 月13日規程第11号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2号の規定は、公布の日以後に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用し、同日前に発見された予防接種に係る事故の災害補償については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 5 月 1 日規程第12号）

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の佐世保市予防接種事故災害補償規程の規定は、平成27年 4 月 1 日以降に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（平成28年 4 月28日規程第23号）

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の佐世保市予防接種事故災害補償規程の規定は、平成28年 4 月 1 日以降に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（平成30年 5 月 8 日規程第10号）

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の佐世保市予防接種事故災害補償規程の規定は、平成30年 4 月 1 日以降に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（令和元年 5 月16日規程第20号）

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の佐世保市予防接種事故災害補償規程の規定は、平成31年 4 月 1 日以降に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（令和 2 年 5 月27日規程第16号）

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の佐世保市予防接種事故災害補償規程の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則（令和 5 年 5 月22日規程第13号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項の規程は、令和 5 年 4 月 1 日以降に発見された予防接種に係る事故の災害補償について適用する。